

# アセアン・レポート

2018年2月号

《今月号のメニュー》

- ◆ 今月のシンガポルトピックス  
「メイク・イン・インドア ～インド経済改革～」
- ◆ 今月のバンコクトピックス  
「外国人技能実習制度 その1」

千葉銀行

シンガポール駐在員事務所

バンコク駐在員事務所

## 今月のシンガポルトピックス

### 「メイク・イン・インディア～インド経済改革～」

1月26日、インドは「共和国記念日」を迎えました。1950年1月26日にインド憲法が発布され、共和国となったことを記念する日で、例年パレードが行われるなど盛大に祝賀式典が催されます。今年はこの式典に、東南アジア諸国連合（以下、アセアン）10か国の首脳が勢揃いしました。過去に安倍首相や、米オバマ前大統領などが招待されていますが、1度に10人もの首脳を招くのは異例のことで、日本のニュースでも大きく報じられました。

今回のアセアン首脳招待の背景には、習近平国家主席が提唱した「一帯一路（※）」構想の下、アセアン地域を含む周辺地域への進出が著しい中国に対する牽制の意図があったと見られています。こうした国外に活路を見出そうとする中国に対し、インドでは国内経済の強化を図る「メイク・イン・インディア（インドでものづくりを）」政策が推進されており、注目を集めています。

（※）中国の新たな経済・外交戦略。中国から中央アジアやロシアを経て欧州を結ぶ「陸のシルクロード（一帯）」と、南シナ海からインド洋、地中海を経て欧州を結ぶ「海のシルクロード（一路）」の構築を図り、地域横断的な経済圏を形成することを目指している。

今回のシンガポルトピックスでは、インドの経済改革と「メイク・イン・インディア」政策についてレポートしてまいります。

## 1. モディ首相による経済改革

2014年5月の首相就任以来、モディ首相は「強いインド」を取り戻すために様々な改革に取り組んできました。

インドは1947年の独立当時、製造業が盛んでありアジア有数の実力を誇っていましたが、その後、製造業は重化学工業化で一定の成果を上げましたが、長期にわたり社会主義的な保護政策などを続けたことにより国際的競争力を失い、インド経済をけん引するどころか貿易赤字の主因になるなど、経済発展の足かせとなっていました。

一方、近年のインドはIT産業において世界有数の発展を遂げています。中国が「世界の工場、世界の生産基地」と評されてきたのに対し、インドは「世界のオフィス、世界のバックオフィス」と評されるまでに成長しました。

モディ首相は、このような状況下、製造業と IT 産業を融合し、「モノのインターネット(※) (Internet of Things、通称：IoT)」における世界の一大拠点としての「さらに強いインド」を標榜しました。そして、製造業の立直しと強化を柱とした製造業振興政策「メイク・イン・インディア」を打ち出しました。こうした政策により、インドは 2022 年までに製造業の GDP を現状の 16%から 25%に引き上げようと計画しています。

(※) 情報通信機器に限らず全ての「モノ」がインターネットに接続され、より高度なサービスの提供を可能とする技術。

また、モディ首相は、「メイク・イン・インディア」だけでなく、「インディア」と名のつく政策を次々と発表し、インド経済全体の底上げを図っています。

2014年8月	デジタル・インディア	デジタル化を通じて強化された知識経済社会への変革
2014年9月	メイク・イン・インディア	製造業振興策
2014年10月	クリーン・インディア	公衆衛生の向上（各家庭・公共施設へのトイレ設置）
2015年7月	スキル・インディア	若年層を中心とした労働者の技能訓練強化
2015年8月	スタートアップ・インディア	インドでの起業支援

上記に加え、2015年4月には「外国貿易政策 2015～2020年」の発表、2016年5月には破産倒産法の成立、2016年11月には高額紙幣の廃止、2017年7月には GST (※) 導入を行うなど、様々な改革に取り組んでいます。

(※) Goods and Service Tax の略。物品・サービス税。日本の消費税に相当。

## 2. 「メイク・イン・インディア」政策とは

現在、インドの人口は約 13 億人と中国の約 14 億人に次ぐ世界 2 位の大国です。人口増加傾向は今後も続き、2030 年までには中国を抜くとも言われています。

人口増加の続くインドが経済成長を持続するためには、増加する人口を労働力として吸収できる業種の成長・拡大が不可欠であることから、モディ首相は、製造業の誘致を積極的に進めています。

2014年8月、「メイク・イン・インディア」政策が正式発表される前、モディ首相は独立記念日の祝賀行事において「Come, Make in India. Manufacture Here. (インドにおいて、インドで作ろうよ、ここで製造しようよ)」と演説しました。この演説がこれまでのインドの外国資本に対するイメージを一変させたと言われており、国民すべてが祖国のために製造業の発展に努めることを促すとともに、世界から孤立することなく、海外との連携、すなわち外国資本の積極的な投資を呼び込むことの重要性を力説しました。

後に、モディ首相は「投資家にとって、短期的な投資インセンティブだけでなく、継続的な成長環境や安全性を重視した中長期的な投資判断が行えるようになるはずだ。我々は、投資家の投資を無駄にせず、そのための安定的な政権運営を保証する」とも述べ、実際に各種の投資規制緩和に乗り出しています。

下図は、「メイク・イン・インディア」の日本語版パンフレット（※）の一部です。

（※）現在、日本語版パンフレットは、メインパンフレットのほか、25種類・分野別に作成されています。ここでは、インドの産業とも言える IT 産業のパンフレットの表紙を掲載しています。



出所：インド大使館 メイク・イン・インディアホームページ

中央の図に、『農業から自動車まで ハードウェアからソフトウェアまで 衛星から潜水艦まで テレビから映画まで 橋からバイオテクノロジーまで ペーパークリップから発電所まで 道路から都市まで 友情からパートナーシップまで 利益から進歩まで あなたが望むものはすべて、インドで作ってください。』と書かれています。これはモディ首相が演説で述べた内容であり、「ありとあらゆる製造業を誘致する」という強い決意のこもった言葉となっています。

「メイク・イン・インディア」政策の発表から 3 年半近くが経過しましたが、モディ政権は、投資家に約束したとおり、外資規制を着々と進めて、2015 年 11 月、2016 年 6 月に大規模な外資規制緩和を発表、直近では今年 2 月に不動産関連の外資規制緩和を発表しています。

この結果、2016 年のインドへの直接投資額は、464 億米ドル（約 5 兆円）と対前年比 18%増加し、モディ政権誕生前の 2014 年 3 月末に比べ、約 1.5 倍の増加しました。

日系企業にとっても、インドはまだまだ進出のハードルが高い面はありますが、企業規模によらず進出への環境が整いつつあります。

### 3. インド経済の今後について

2月1日、インド財務省は2018年度（2018年4月～2018年3月）の予算案を発表しました。

この予算案では、歳出を24兆4千億ルピー（約42兆円）と2017年度から10%増加しており、3年連続で歳出増加率が2桁となりました。

歳出の具体的な内容として、農村支援強化のための農業向け予算を13%増加の約6千億ルピー（約1兆円）、インフラ整備の予算を前年度比21%増の約6兆ルピー（約10兆円）計上しており、約半分が鉄道と道路に充てられる予定です。その中には、高速道路の整備を担う公社への投資を増やし、現在の総延長約9,000キロの約4倍にあたる35,000キロへ延伸する計画も含まれています。

インドでは2019年春に下院選挙を控えていることもあり、経済成長率8%を目指し、景気刺激策に重点が置かれた積極財政が打ち出されています。今後、予算の承認とともに政策に基づいた公共事業などの着実な進捗が期待されています。

### 4. おわりに

冒頭に述べたように、中国は「一帯一路」構想のもと63か国に対して5,000億ドル超（約55兆円）もの投資を行う見通しであり、インドは中国の影響力に強い懸念を抱いています。その中でも、中国・パキスタン国境地帯の「中パ経済回廊」が、インドとパキスタンの両国が領有権を争っているカシミール地方を通ることが、インドが中国を牽制する大きな理由であり、中国の影響力を弱めるため、インドは自国周辺地域、特にアセアン諸国や日本との連携を強めようとしています。

「メイク・イン・インディア」「一帯一路」の2大構想で突き進む両国のパワーバランスに、今後も注目が集まります。

千葉銀行シンガポール駐在員事務所では、最新トピックスや投資環境など、シンガポールを初めとしたASEAN地域に関する情報をタイムリーに提供する体制を整えております。ASEAN地域に拠点をお持ちのお客様や、ASEAN地域への進出を検討されているお客様は、最寄りの取引店を通じ、お気軽にご相談下さい。

## 今月のバンコクトピックス

### 「外国人技能実習制度 その1」

昨年 11 月 1 日、外国人が日本で知識や技術を習得し、自国で生かす「外国人技能実習制度」の基本方針や、関係者の責任を定めた「技能実習適正化法」が日本で施行されました。

バンコクトピックスでは、今月と来月の 2 か月にわたり外国人技能実習制度についてレポートしてまいります。

#### 1. 技能実習制度とは

##### (1) 制度内容

「技能実習制度」とは、外国人が出入国管理及び難民認定法に基づき、「技能実習」の資格を持って日本に在留し、技能を取得する制度です。

海外現地法人等の社員教育として行われていた研修制度は、1990 年に改正され、日本の技能と知識を諸外国へ移転することを通じて経済発展を担う人材育成に貢献するため、中小企業等でも団体を介した研修生の受入が可能となりました。

1993 年には、雇用関係の下でより実践的な技能の取得が可能となる制度の仕組みが作られ、数回の改正を経て、現在の制度内容となりました。

##### 【技能実習制度の沿革】

1982 年 1 月	出入国管理及び難民認定法の改正。企業単独型の外国人研修生の受入開始。
1990 年 8 月	研修に係審査基準を一部緩和。団体管理型による外国人研修生の受入開始。
1993 年 4 月	法務大臣告示「技能実習制度に係る出入国管理上の取り扱いに関する指針」の施行。技能実習制度の創設（研修 1 年+技能実習 1 年）。
1997 年 4 月	法務大臣告示「技能実習制度に係る出入国管理上の取り扱いに関する指針」の改定。技能実習制度の改定（研修 1 年+技能実習 2 年）。
2010 年 7 月	出入国管理及び難民認定法の改正。①実務研修を行う場合に雇用契約に基づいて技能等を習得する活動を行う義務、②在留資格「技能実習」の創設。
2016 年 11 月	「技能実習適正化法」の制定。
2017 年 1 月	外国人技能実習機構の設立。
2018 年 11 月	「技能実習適正化法」の施行。

## (2) 受入方式

技能実習制度には、「企業単独型」と「団体管理型」の2種類の受入方式があります。

「企業単独型」は、日本の企業等が海外の現地法人、合弁会社や取引先企業の職員を受入れて技能実習を実施する方式で、受入手順は以下の通りです。

- ① 受入企業と実習生が雇用契約を締結する
- ② 受入企業が地方入国管理局に入国を申請し、許可を得る
- ③ 実習生が入国する

一方、「団体管理型」は、非営利の監理団体（※1）（事業協同組合・商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習生を実施する方式で、受入手順は以下の通りです。

- ① 送出国の送出国機関（※2）が監理団体と契約を締結する
- ② 受入企業が監理団体に実習生の受入申込み
- ③ 送出国機関が実習生を選考し、決定する
- ④ 実習生と監理機関が雇用契約を締結する
- ⑤ 監理団体が地方入国管理局に入国を申請し、許可を得る
- ⑥ 実習生が入国する
- ⑦ 受入企業が技能実習を開始する
- ⑧ 監理団体は受入企業を指導、支援する

（※1）その責任と監理の下で技能実習生を受入れ、技能実習を実施する各企業等において技能実習が適正に実施されているかを確認し、指導する機関。

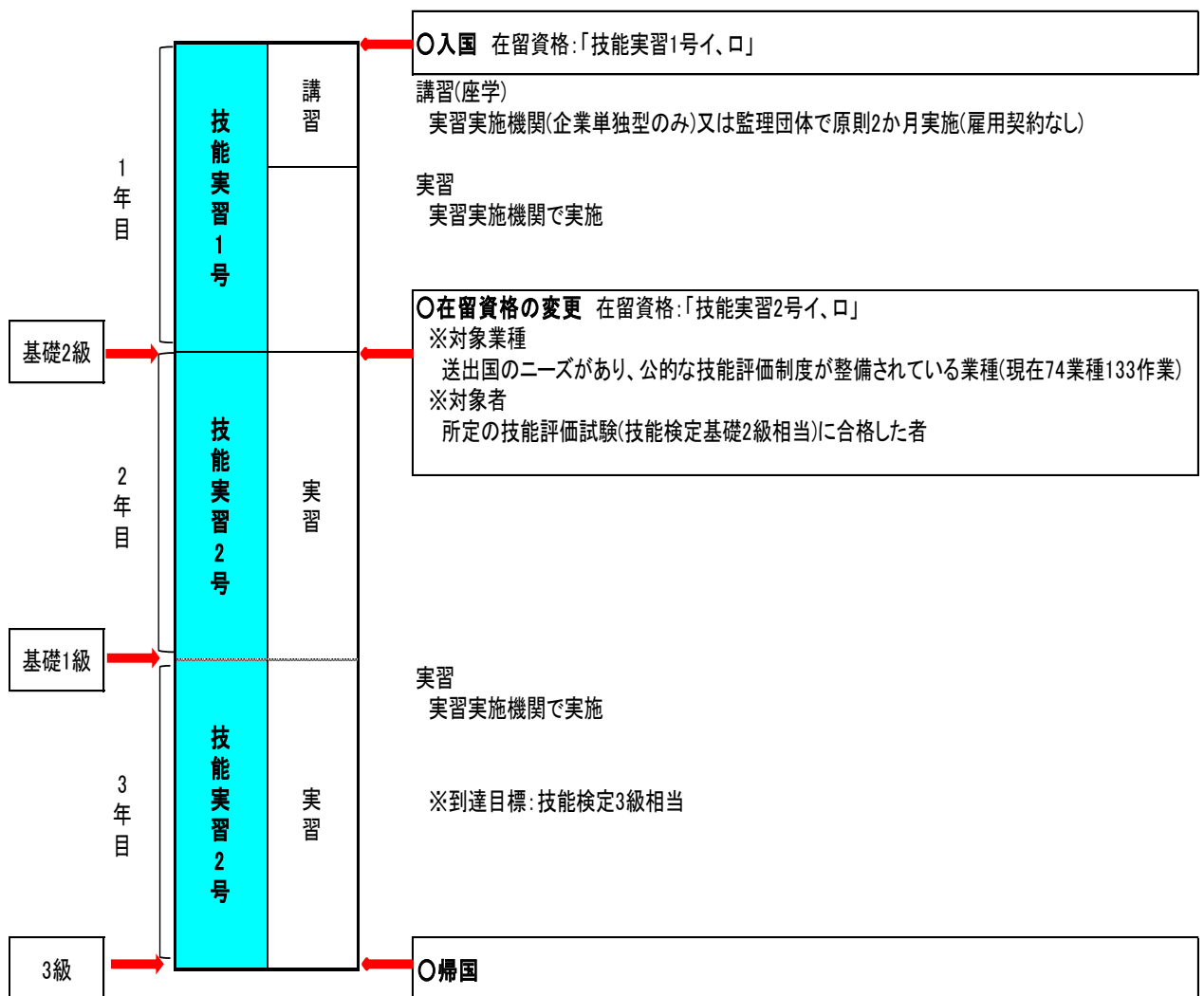
（※2）日本の監理団体と技能実習生送出し・受入れに関する協定書を締結し、技能実習生を派遣する機関。技能実習生の募集・選抜、日本語等の派遣前講習、来日中の実習生のケア等を行っている。

### (3) 実習の流れ

技能実習生は、1年目の「技能実習1号」期間中に技能を習得し、2・3年目の「技能実習2号」期間中でその技能を習熟することが求められています。

「技能実習1号」期間修了時、基礎2級の試験に合格すると、在留資格の変更許可を受けると同時に「技能実習2号」へ移行することができますが、その際、「技能実習1号」の実施機関と同一機関で、同一技能の習熟を目指さなければならず、さらに「技能実習2号」への移行対象業種に該当している必要があります。技能実習生は、最終的に3年間の実習を経て「技能検定3級」程度の技術を習得することが目標とされています。

#### 技能実習の流れ



出所:厚生労働省HP



## 2. 技能実習制度の現状と問題点

### (1) 現状

技能実習生は年々増加基調にあり、2011年の14万3千人から2015年には19万3千人と4年間で5万人増加しています。受入先の業種をみると、上位から機械・金属、繊維・衣服、建設、食品製造、農業となっています。

また、実習生を国別にみると、2011年には中国人が5万人と全体の75%を占めていたものの徐々に減少し、2015年には4万人と全体の40%まで縮小しています。一方、ベトナム人、フィリピン人、インドネシア人、タイ人は堅調に増加しており、とくにここ1~2年でみると、カンボジア人とミャンマー人の増加が顕著となっています。

### (2) 問題点

技能実習制度の対象業種は徐々に拡大していますが、日本の高齢化に伴う人手不足から、対象となるべき業種がまだ残っています。とくに、介護などの分野では、実習生の受け入れを切望しています。

また、受入企業が技能実習生を安価な労働力とみなし、違法な長時間労働や賃金未払いといった人権侵害に至るケースも出てきています。

昨年11月、厚生労働省はこのような問題点を踏まえて、「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を施行しました。

来月のアセアンレポートでは、新制度の内容についてレポートいたします。

千葉銀行バンコク駐在員事務所では、最新トピックスや投資環境など、タイを初めとしたASEAN地域に関する情報をタイムリーに提供する体制を整えております。ASEAN地域に拠点をお持ちのお客様や、ASEAN地域への進出を検討されているお客様は、最寄りの取引店を通じ、お気軽にご相談下さい。

## アセアンニュース短信

### アイコスなどの加熱式タバコ使用禁止へ

【シンガポール】

シンガポール保健省は、1月26日、IQOS（アイコス）に代表される加熱式タバコ・電子タバコの「購入・使用・所有」を2月1日より禁止し、違反者には2,000シンガポールドル（約17万円）の罰金を科すことを発表しました。

シンガポールでは、これらのタバコ関連製品の「輸入・販売・流通」は既に禁止されていましたが、今回同製品の「使用・所有」まで罰則対象を拡大しました。また、喫煙解禁年齢も現在の18歳から、2019年1月に19歳、20年1月に20歳、21年に21歳へと段階的に引き上げられる予定です。

同製品への罰則は、今回追加された「購入・使用・所有」に対する2,000シンガポールドル（約17万円）の罰金のほか、「輸入・販売・流通」に対しても、10,000シンガポールドル（約85万円）の罰金・6カ月以下の禁固刑のいずれか又は両方となり、2回目以降は最大2倍の刑罰を受けることとなります。

同省は、規制を強化することに関して、「電子タバコなどを利用する人は、将来的にタバコを吸う可能性が高いことが証明されている。タバコ関連規制を強化することで、若者を中心に喫煙者数を減らし、タバコの害から市民を守りたい」と説明しており、違反者を見つけた場合には通報するよう、市民へ呼びかけています。

### タイの高速鉄道計画、日本の新幹線方式採用へ向けて本格始動

【タイ】

昨年8月、日タイ両政府は、首都バンコクと北部チェンマイを結ぶ約700キロメートルの高速鉄道計画について、日本の新幹線方式の導入に向け、事業性調査を実施することで同意しました。

そして先月中旬、日本側は、事業性調査の最終案をタイ側に提出しました。本件については、事業費など具体的な内容は公表されていませんが、第1期となるバンコクー北部ピサヌローク区間は、2019年着工、2025年開業を想定しているとされています。

今回、タイへの新幹線輸出が実現すると日本の新幹線方式の採用は、2007年の台湾に続き第2例目となります。日本側は、車両・線路・運行システムなどの新幹線技術の一括導入をタイ側に提案予定であり、「JR東日本」「三井物産」「日立製作所」「三菱重工業」などが連合で事業参加を検討しています。

## お知らせ

千葉銀行シンガポール駐在員事務所及びバンコク駐在員事務所では、アセアン地域への進出等を全面的にサポートしております。

現地法人設立の手続きやオフィス・工場物件のご紹介、税制等の情報、販路・調達先のご紹介など、幅広いサービスを提供させて頂いておりますので、弊行お取引店を通じ、お気軽にご相談ください。

以 上

※ここに掲載されているデータや資料は、情報提供のみを目的としたもので、投資勧誘等を目的としたものではありません。投資等の最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

※また、弊行は、かかる情報の正確性や妥当性については、責任を負うものではありません。

本レポートに関するお問い合わせは、千葉銀行 市場営業部 海外支店統括グループ  
(Tel : 03-3270-8526、e-mail : kaigai\_tokatsu@chibabank.co.jp) までお願いいたします。

《出所》

NNA、時事通信、各種新聞報道 等